

市役所新庁舎整備に向けた取組について

市役所新庁舎については、市町村役場機能緊急保全事業の活用を図るため、今年度中の基本設計の策定及び実施設計の着手に向けて取組を進めてきたところです。

そのような中、現在、市民参画手続の一つである市民説明会については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ中止したところであり、市民参画の機会を十分に確保できていない状況です。

ついては、基本設計（素案）に関する市民参画手続の実施状況と、感染症拡大の状況を踏まえた市役所新庁舎整備に向けた現在及び今後の取組について報告します。

1 基本設計（素案）に関する市民参画手続の実施状況について

基本設計（素案）については、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

なお、市民説明会（1月21日及び23日）については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことに伴い、中止しました。

(1) パブリックコメントの実施

2020年（令和2年）12月25日から2021年（令和3年）1月31日までの間、基本設計（素案）についてパブリックコメントを行い、14名から74件の意見が寄せられました。

主な意見と市の考え方は以下のとおりです。

(2) 主な意見と市の考え方

主な意見	意見に対する市の考え方
①災害時の対応力強化について <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水した場合の避難方法や代替施設などの対策はあるのか。 ・ 津波で浸水した場合に市役所までのアクセスはどうするのか。 ・ 災害で明石駅前中心市街地は水没したときの対応に対する明示がない。 	津波等の災害に対しては、地盤をかさ上げすることで浸水対策を講じます。また、万が一明石駅周辺が浸水した場合は、防災センター（消防局）、あかし保健所等を庁舎の代替施設とするなど、明石市事業継続計画（BCP）に基づき対応します。

主な意見	意見に対する市の考え方
<p>②効率的な行政サービスの提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民センターや駅前窓口との業務分担やICTを活用したコンビニや郵便局と連携したシステムはどうするか。 	<p>将来の社会環境の変化にも柔軟に対応し、市民にとってより快適で利便性の高い窓口サービスを提供できるよう、窓口部門のあり方やICT機器の導入について検討していきます。</p>
<p>③環境への配慮とライフサイクルコストの縮減について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ・エネルギー・ビルディング（ZEB）として温室効果ガスを実施ゼロにできないか。 ・他市事例を参考に、エネルギー消費量を50%削減（建築物省エネルギー性能表示制度のZEB Ready認証を取得）し、補助金の交付を受けて市民負担が軽減できないか。 	<p>新庁舎整備に当たっては、環境負荷の低減と補助金取得による市民負担の軽減に向けて、Zeb Readyの実現を目標に計画しています。また、省エネルギー技術の進歩に合わせて設備機器を更新しやすい配置とするなど、将来的にさらなるエネルギー消費量の削減が実現できるよう計画しています。</p>
<p>④配置計画（立体駐車場）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5階建ての駐車場は明石海峡を望む景観を損ねるので、兵庫県が進める砂利揚場の再開発との整合を図るべきである。 ・立体駐車場は本庁舎の南側に海辺の景観を遮るように計画され本庁舎の多様な配慮を減殺するので、既存庁舎跡を平面利用として運用すべきである。 	<p>現庁舎敷地の西側部分は、現庁舎解体後の利活用について検討する予定としており、隣接する明石港東外港地区の再開発と連携を図り、駐車場の共用による立体駐車場の低層化や平面化の可能性について検討していきます。</p>
<p>⑤議場の市民利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議場ロビーを展望テラスとして活用し、本会議場ではコンサートや会議などで市民に開放してもらいたい。 	<p>議会閉会時に議場を市民開放し、コンサートや講演会など多目的に利用できるよう検討しています。</p>
<p>⑥市民参画等計画の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民説明会」は市民参画の重要なステップだがコロナ情勢の下で中止された。市民参画の手順を踏んで建設計画を進めるべきである。 ・国庫補助である市町村役場機能緊急保全事業の確実な活用のために、2020年度中に実施設計に着手してもらいたい。 	<p>計画内容について市民理解を得られるよう、今後も引き続き適切な時期、手法により市民参画手続を行う予定です。</p> <p>国の財政支援措置である「市町村役場機能緊急保全事業」については、市民負担を軽減するため、確実に活用できるよう事業を進めていく考えです。</p>

2 現在及び今後の取組について

(1) 現在の取組について

昨年12月の特別委員会及びパブリックコメントでの意見を踏まえ、主に以下の項目について検討を進めています。

- ① 平面計画（フロア構成）について
- ② 駐車場の配置や立体駐車場の高さについて

(2) 市町村役場機能緊急保全事業の適用について

市町村役場機能緊急保全事業の適用要件である「今年度中の実施設計着手」とは、「実施設計に必要な予算措置と実施設計を含んだ契約締結」とされています。（兵庫県に確認済、他自治体でも同様の事例あり）

本市においては、令和2年8月25日に基本設計・実施設計を一括した委託契約を締結済であり、既に適用要件を満たしていることから、基本設計策定の時期にかかわらず同事業が適用されることとなります。

(3) 今後の取組について

新庁舎整備については、パブリックコメントにおける「市民説明会など適切な市民参画の手順を踏んで建設計画を進めるべき」との市民意見等も踏まえ、市民参画の機会を今後も十分確保した上で基本設計を策定する必要があると考えているところです。

また、上記のとおり、市町村役場機能緊急保全事業が適用されることを踏まえ、新庁舎に係る基本設計の策定を次年度に延期することとします。

なお、今後については、新型コロナウイルス感染症による影響等を十分に考慮しながら、具体的なスケジュールを改めて組み直すとともに、現在取組を進めている新庁舎の平面計画や駐車場の配置等をはじめ、窓口部門のあり方やICT機器の導入など、所要の機能・設備については、引き続き検討を進めていきます。